

北海道告示第 10465 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和7年7月17日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年3月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM木場店

釧路郡釧路町木場2丁目1番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南六線東48

的場 光子

釧路市文苑1丁目11番5号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野2条12丁目16番5号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開2丁目10番地

株式会社三ッ輪商会 代表取締役 栗林 延年

釧路市鳥取南5丁目12番5号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南六線東48

的場 光子

釧路市文苑1丁目11番5号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野2条12丁目16番5号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開2丁目10番地

(変更後)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南六線東48

的場 光子

釧路市文苑1丁目11番5号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野 2 条12丁目16番 5 号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開 2 丁目10番地

株式会社三ッ輪商会 代表取締役 栗林 延年

釧路市鳥取南 5 丁目12番 5 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社チョダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
未定		
有限会社ファームフーズ	代表取締役 塩田 令子	釧路市愛国西4丁目24番16号
舘石吉貴	代表取締役 佐藤 慎吾	川上郡標茶町字雷別99- 3

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号	
株式会社チョダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪4丁目30番16号	
株式会社三ッ輪商会	代表取締役 栗林 延年	釧路市鳥取南 5 丁目12番 5 号	(7)
有限会社ファームフーズ	代表取締役 塩田 令子	釧路市愛国西4丁目24番16号	
舘石吉貴	代表取締役 佐藤 慎吾	川上郡標茶町字雷別99- 3	

(4) 変更の年月日

令和 7 年 2 月17日

(5) 変更する理由

未定店舗が決定したため

2 届出年月日

令和 7 年 2 月20日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 3 月17日 (月) から令和 7 年 7 月17日 (木) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日
にする法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで